

区立公園における自動販売機（飲料）設置事業者募集要項

目黒区では、区立目黒天空庭園、オーパス夢広場及び区立東根公園に設置する自動販売機（飲料）（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

（１）区立目黒天空庭園（所在地：目黒区大橋一丁目９番２号）

物件番号	設置場所	外形寸法		最低使用料（年額） ※電気料金は除く	特記事項
		幅	奥行き		
1	配置図参照 ※補足説明あり	1.9m以内	0.9m以内	55,219 円	ビン →缶 ・紙コップ容器不可
【物件番号１：目黒天空庭園における設置場所に関する補足説明】 ① 設置場所に、雨水配管、水道止水栓があるため「自動販売機本体は管理棟奥側」「回収ボックスは管理棟手前側」の配置となります。 ② 公募物件の外形寸法「幅＝1.9m以内、奥行き＝0.9m以内」に変更はありませんが、自動販売機本体の幅は「1.5m以内」に制約されます。					

（２）オーパス夢ひろば（所在地：目黒区大橋一丁目９番４号）

物件番号	設置場所	外形寸法		最低使用料（年額） ※電気料金は除く	特記事項
		幅	奥行き		
2	配置図参照	1.9m以内	0.9m以内	55,219 円	ビン容器不可

（３）区立東根公園（所在地：目黒区東が丘一丁目２３番１０号）

物件番号	設置場所	外形寸法		最低使用料（年額） ※電気料金は除く	特記事項
		幅	奥行き		
3	配置図参照	1.9m以内	0.9m以内	31,807 円	ビン容器不可

※ 設置台数は各設置場所に対し１台です。

※ 外形寸法には、併設する回収ボックスを含みます。

※ 各物件とも水道設備がないため、紙コップ飲料の提供はできません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者として応募することができます。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- （３） 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては目黒区内で事業を営んでいること。
- （４） 法人にあっては法人税、消費税及び特別地方消費税に滞納がないこと。また、法人格を有していない団体にあっては、代表者の住民税に滞納がないこと。
- （５） 申込開始日から設置事業者決定までに目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成 2 年 4 月 1 日付目総契第 740 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （６） 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- （７） 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- （８） 目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次の暴力団排除条項に抵触しないこと。

ア 法人等の役員又は使用人（法人等の代表者及び役員（役員として登記又は届出等はされていないが

実質上経営や運営に関与しているものを含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。)ではないこと。又、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。

イ 法人等の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。

ウ 法人等の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。

エ 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 公募条件等

(1) 区立公園における自動販売機の設置にあたっては、公園施設設置許可の手続等が必要となります。

(2) 使用料等

① 公園施設設置許可の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

② 使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が、提示した応募価格をもって年額使用料とする。

なお、使用料は年額を一括して、設置許可書の交付とともに発行する納入通知書により、目黒区が指定する期限までに納入することとする。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は基本として電気使用料のみとし、その全額を設置事業者の負担とする。具体的な負担方法は次の(ア)(イ)のとおりとする。

(ア) 物件番号1については、周辺道路電柱からの電源引込みにより、設置事業者が電力会社と直接電力契約を締結します。

(イ) 物件番号2、3、4及び5については、電気使用料については子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とし、納入に関する事項については、各施設管理者との協議により手続きを行うこととする。なお、設置する子メーターについては、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとする。

(3) 使用上の制限等

使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 公園施設設置許可の条件を遵守すること(参考資料1参照)。

② 設置した自動販売機における月の販売個数及び売上金額を目黒区に定期的に報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告すること(参考資料2参照)。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、目黒区の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は特記事項として指定がある場合を除き、国内に広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。公園においては、破損による危険防止のため、ビン類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、最終的な販売品目については、設置事業者決定後、設置事業者と施設管理者で調整のうえ決定することとし、施設利用者のニーズに合わせて適宜販売品目の変更を行うこと。

(4) 自動販売機の機能等

① 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自動販売機とする。

② 設置する自動販売機は、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

③ デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとする。また、自動販売機の管理及

び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示は行わないこと。

※公園においては、災害時対応型自動販売機（飲料）の指定はありません。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機を設置するにあたっては、物件番号ごとの配置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置すること。また、日本産業規格「自動販売機の据付基準」（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
- ② 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」などの関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ⑤ 施設の開館時間以外は、節電モードに設定すること。
- ⑥ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を目黒区に対し請求することができません。

4 参考データ

(1) 施設概要

- ①区立目黒天空庭園 都市公園 公園面積約 7,096 m² （通年開園）
 - ・開園時間 午前 7 時～午後 9 時
 - ・日本で初めて首都高速道路ジャンクションの屋上に整備された立体都市公園。
- ②オーパス夢ひろば ふれあい広場 公園面積約 2,985 m² （通年開園）
 - ・開園時間 夏季＜4 月～10 月＞ 午前 7 時～午後 7 時
 - ・開園時間 冬季＜11 月～3 月＞ 午前 7 時～午後 5 時
 - ※夏季、冬季ともに、夜間の団体利用申請がある場合は「午後 9 時」まで開園時間を延長。
 - ・大橋ジャンクションに囲まれた内部空間の広場で、地域のイベントや区民等のふれあい、スポーツ、健康づくり等のレクリエーションの場となるオープンスペース。
- ③区立東根公園 都市公園 公園面積約 2,866 m²
 - ・年中無休 24 時間開放型公園

(2) 公募対象の自動販売機の売上実績

物件番号	設置場所	令和 5 年度実績
1	区立目黒天空庭園	411,080 円
2	オーパス夢ひろば	1,328,980 円
3	区立東根公園	2,214,114 円

※ 売上額は、売上実績年次の設置者申告によるものです。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）～ 令和 7 年 2 月 14 日（金）**必着**

送り先 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

目黒区 都市整備部 道路公園課 補修調整係 宛

持参する場合

申込受付期間 令和7年2月3日(月) ~ 令和7年2月14日(金)

【午前9時~午前12時、午後1時~午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区 都市整備部 道路公園課 補修調整係(目黒区総合庁舎6階)

(2) 応募申込書及び提出書類

次のいずれかに該当するものを提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定にあたっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

ア 応募申込書(別紙1) ※他の書類とは別に封書し提出(別紙1-2参照)

イ 販売品目(別紙2) ※設置を希望する自動販売機ごとに作成

ウ 誓約書(別紙3) ※複数申し込む場合は、1部のみ提出

エ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人のみ)

オ 住民票(個人のみ)

カ 納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税)(法人のみ)

キ 住民税納税証明書(個人のみ)

ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)

ケ 2の(7)に係る許認可等の免許証の写し

コ 確定申告書収支内訳書、又は青色申告決算書(貸借対照表含む)のいずれか直近3か年分の控え(収受印押印済みのもの)の写し(個人のみ)

※ エ~キについてはいずれも発行日から3か月以内のものとし、カ及びキについては申込日に取得できる直近の年分のものとする。

(3) 質問の受付等

質問については、別紙4「区立公園における自動販売機(飲料)事業者募集に関する質問票」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、質問票提出者すべてにメールにて回答します。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も質問票を提出してください。

質問票送信先: dourokouen01@city.meguro.tokyo.jp

質問票締切日: 令和7年1月24日(金) 午後5時まで

質問に対する回答予定日: 令和7年1月31日(金)

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象とした設置事業者から、封書により提出された応募申込書を施設管理者立会の下、開封します。
- (3) 公募物件に対し、目黒区が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2人以上ある場合は、当該応募者立会のもと、くじにより選定します。
- (4) 設置事業者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、当該設置事業者以外の選定対象とした事業者の中から、(3)の例により設置事業者を再度決定します。なお、この新たな設置事業者の決定に係る許可期間は、当初の期間の残余期間とし、その使用料額は当該許可期間に応じて決定します。
- (5) 設置事業者の通知等
設置事業者の決定は、令和7年3月3日(月)の予定です。設置事業者決定後、落札者に対して書面により決定通知を行うとともに、目黒区ホームページに設置事業者の名称及び決定金額を掲載します。

7 使用許可等申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月10日(月)までに、公園施設設置許可申請書を都市整備部土木管理課占用係に提出してください。また、申請手続きについては、末尾記載の施設管理者あてお問い合わせください。

- ① 公園施設設置許可申請書（別紙 5）
- ② 設置場所の図面（2 部）

8 設置事業者の決定及び許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取消します。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手続きに応じなかったとき
- (2) 使用財産を区が公用又は公共用に供するために必要とするとき
- (3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき
- (4) 使用財産を区が売却するとき
- (5) 設置事業者が応募の資格を失ったとき

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集及び申請手続きに関する問合せ先

目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号

目黒区 都市整備部 道路公園課 補修調整係 担当 大川

電 話 03-5722-9775(直通)